

Q8-4.税率および納税・申告時期について教えてください。

1. 税率

付加価値型営業税(VAT)の税率は5%です。

一方で、非付加価値型営業税(GBRT)の税率は以下のように業種ごとに異なります。

業種	税率
銀行、保険会社、信託投資会社、証券会社などの金融機関	2%(※1)
特殊飲食業(ナイトクラブ、キャバレーなど)	15%または25%
小規模営業人(※2)など	1%
農産物卸売市場の仲買人および農産物を販売する小規模営業人(※2)	0.1%

(※1) 保険会社の再保険料収入は1%

(※2) 小規模営業人とは、毎月の平均営業収入額が、NT\$20万未満の事業者をいいます。

2. 納税・申告時期

企業は売上の有無に関わらず、2か月ごと奇数月の15日までにその前2か月分の営業税を管轄税務当局に申告しなければなりません(例えば、1、2月分の営業税の申告を3月15日までに行う)。ただし、ゼロ税率の適用を受ける企業は毎月申告することができます。

納税は、申告前に行い、申告書に金融機関発行の納付領収書を添付する必要があります。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合会計事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。